

さいたま市告示第1080号

道路の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、告示の日より15日間、北区、見沼区及び岩槻区はさいたま市建設局北部建設事務所土木管理課において、緑区はさいたま市建設局南部建設事務所土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年6月29日

さいたま市長 清水 勇 人

1 道路の種類 国道

路線名	区間	供用開始年月日
1 2 2 号	さいたま市岩槻区並木一丁目 4002 番 4 地先 さいたま市岩槻区並木一丁目 4066 番 2 地先	令和8年6月30日

2 道路の種類 市道

路線名	区間	供用開始年月日
L 第 1 3 8 5 号 線	さいたま市緑区大字三室字北宿 2481 番 20 地先 さいたま市緑区大字三室字北宿 2481 番 21 地先	令和8年6月30日
L 第 1 3 8 6 号 線	さいたま市緑区大字三室字大古里 751 番 2 地先 さいたま市緑区大字三室字大古里 751 番 12 地先	令和8年6月30日
1 1 3 7 5 号 線	さいたま市見沼区大和田町一丁目 1095 番 1 地先 さいたま市見沼区大和田町一丁目 1123 番 6 地先	令和8年6月30日
1 1 3 7 7 号 線	さいたま市見沼区大和田町一丁目 1094 番 1 地先 さいたま市見沼区大和田町一丁目 1079 番 12 地先	令和8年6月30日
1 2 9 7 1 号 線	さいたま市北区今羽町 113 番 8 地先 さいたま市北区今羽町 113 番 18 地先	令和8年6月30日
1 2 9 7 2 号 線	さいたま市北区土呂町 1430 番 14 地先 さいたま市北区土呂町 1430 番 24 地先	令和8年6月30日
2 2 6 2 2 号 線	さいたま市見沼区大字中川字天神 601 番 9 地先 さいたま市見沼区大字中川字天神 601 番 10 地先	令和8年6月30日
3 2 9 8 1 号 線	さいたま市北区日進町三丁目 685 番 15 地先 さいたま市北区日進町三丁目 685 番 14 地先	令和8年6月30日
2 4 1 9 号 線	さいたま市岩槻区並木一丁目 3049 番 8 地先 さいたま市岩槻区並木一丁目 3049 番 4 地先	令和8年6月30日
2 4 2 0 号 線	さいたま市岩槻区並木一丁目 3026 番 16 地先 さいたま市岩槻区並木一丁目 3026 番 13 地先	令和8年6月30日

2 4 2 1 号 線	さいたま市岩槻区並木一丁目 3028 番 2 地先	令和 8 年 6 月 30 日
	さいたま市岩槻区並木一丁目 3027 番 21 地先	
2 4 2 2 号 線	さいたま市岩槻区並木一丁目 3016 番 3 地先	令和 8 年 6 月 30 日
	さいたま市岩槻区並木一丁目 3016 番 42 地先	
2 4 2 3 号 線	さいたま市岩槻区並木一丁目 3000 番 25 地先	令和 8 年 6 月 30 日
	さいたま市岩槻区並木一丁目 3020 番 13 地先	
2 4 2 4 号 線	さいたま市岩槻区並木一丁目 2995 番 27 地先	令和 8 年 6 月 30 日
	さいたま市岩槻区並木一丁目 2998 番 5 地先	
2 7 3 7 号 線	さいたま市岩槻区大字岩槻字箕輪下 3618 番地先	令和 8 年 6 月 30 日
	さいたま市岩槻区大字岩槻字箕輪下 3638 番地先	